

神宮領庄園の解体と自治体の形成

御巫清直著「三方年寄執政濫觴之事」について

松村勝順
藤昇

幕末における神宮神官は、对外關係による神國思想に根ざす攘夷の本源たる自覺の上に立つた。その自覺は、神宮の歴史的回顧の上に立脚しただけに、中世神宮の隆盛から衰退過程をとつて、現実の状態になつたことを慨歎し、神國思想の隆盛と契機として、神宮の隆盛と再現する願望と苟りに至つたのである。幕末におけるかゝる自覺に因縁するものとして、足代弘訓、御巫清直、井坂徳辰、園田弁良、等に代表される神宮神官の数多くの著作が残されているのである。彼等に共通して、元弘、建武が神宮衰退の一つの時期と画した争と、室町期における神役人自治体制の興隆による、神官支配收納の最後の極点が失われた事を、大きくとり上げていることである。

足代弘訓の「神境合戦類象」、井坂徳辰の「刀符式詔類」中の「刀符式衰廢之事」、および御巫清直の「神境合戦類象小補」および、「三方年寄執政濫觴之事」などは、その代表的なものである。

前二者のものは広く世人の知る所であるが、御巫清直著「三方年寄の執政濫觴之事」は、まだ世に紹介したものと云かないものである。勿論これは前二者に比較して、何等内容的に異る所

「ころはないが、井坂徳辰の刀符式の衰廢と、神役人年寄の政權掌握と関連付けた立場は、清直の三方年寄等執政濫觴之事に同様に見られる。後者の稿が何時のものか不明であるが、前者は清直によつて、文久三年九月に書写されているから、その後のものと思われるし、共に弘訓の弟子として親交のあつただけに、共通する所のあるのは当然といわねばならない。清直の稿はわざかに美濃紙三枚の簡単なものであるが、神宮の宮川以東の空間における、支配收納権行使の末端を刀符の衰退と、神役人の經濟的上昇による政權掌握過程とを関連させて、それと段階的に把握したものである。以下その内容を、紹介してみようと思ふ。

三方年寄本執政濫觴之事

寛政四年記云明徳三年六月廿三日神人等有職執合戰

候る不神人云春祭主宮司より里次方の命令と

承て往昔より里神都え政務を支配する大小の刀符本を云刀符尔ハ権任本の神官を以て任せだる故

神人と云な里

慈道貞次語記云神人騒動之起ハ地下の五位尔て及び

家尔破風をうたせましきと云地下へうつへきといふ
よ里争起れ里

接る尔地下の家と云ハ他所より移させし富豪の

神民今え三方年奇木の家と云な里是也曰次記不

神役人或春土一揆と称オ神役人と云ハ是此彼家

との祖先木別雲物忌摸社祝部頭工小工河寺木恵役

と様き居け故な里土一揆と云ハ神領の土地ニ而

一揆發興して神人の刀兵と爭戦せし故な里但し

此崎刀称方敗北セ利

曰次記云去正長二年七月十二日山田の神人神役人と合戦称宣

注追状云正長二年七月十三日神人与土一揆合戦

接る尔正長三年九月十一日改元永享元年なり此時刀称方

又打負くオニ度の敗北な里

中世もおわりに近づくと、御番などの活動と相まって、伊勢
參宮をする参宮客も増え、それにつれて山田の門前町も大きく
なつていつた。これと併行して外宮・内宮の勢力の争い、古い
神人層と新興の神役層との対立が激化していった。明徳三年、
ついにこの対立は収まることなく、山田の神人が相争って確執
合戦となつた。これを始めとして、戦は幾度となくくり返され
これに北畠の国司勢力も介入して、複雑な歴史を展開するわけ
である。この史料はオ一回目、二回目の合戦そのべ、その原因
及び、戦の主体となつた神人・神役人の事について定義してい
る。原因については、地下人で五位の位以下の家柄のものだ、
自分の家に婿を築くことの善惡の論争に求めている。

又、神人・神役人を夫々定義しているが、神人とは称宣乞世

襲してきた若木田、庚会の家系につながるもので、神役人は新
しく経済的な実力をもつて拾穂して、神宮に奉仕するようにな
つた若木田、庚会(両姓)以外の若達である。

結果は、一、二度共神人の敗北となり、結局神役人層が力を
得てしくわけである。それと共に戦敗の結果として、神人は再
び刀兵等の私掌を全うすることが、次第に困難となつていくの
である。

鎧矢記云

神三郡就八名廟所事國方既亂入之姓山田神役人

依被執申京都無子細は間 賞其忠節三郡内所務

知行分三分一神役人中被免行え状如件

永享三年十一月廿六日

外宮五位一称宣

接る尔此時分里土一揆の神役人木刀兵の預る神領の所務
知行分三分一玄神宮よ里免行まれて執政寸られ自立の一

揆人・神政を執らしめし旗興る里

光明寺古今云嘉吉六年八月八日当所神人与神役人騒動接る尔

此時又刀称方負くオニ三度の敗北な里

中京康富記并日時記云嘉吉二年七月八日山田乱神人

神役人 愛執弓矢更

接る尔又刀称方負くオニ四度の敗北な里此度ハ刀兵勢尽て
戰ふ事めだを須神役人ニ膝乞屈して政務を与せられ刺
へ子弟乞地下家ニ養王しめて、其苗字乞称して叙爵し且
政事乞取里地下权任の称あるに至る名分の粉乱これよ里

起れ里

永享三年（一四三一）十一月、國司北畠氏の被官が、神三郡に圧迫を加えようとした時に、山田神役人が京都の祭主及び武家に執奏し、ことなきを得たのであるが、この覚として「神三郡内所務知行三分の一」と神役人に与えられたのである。すでに宇治六郷・山田三方は、神役人の支配下にあり、自治体制を完備しつゝあつたわけであるが、これを機にその権勢は表向きのものとなつたとされるのである。

この向にも両家の対立、神人と神役人との争いは激化していく。次の史料にも見られる如く、天文、文明年間と続き、時には土一揆を煽動し、まだ北畠氏の介入もあつて外宮炎上、さらには山田焼失に至つたこともあるのである。

日次記云天文六年閏十月宇治山田確執

授る尔此時神役人の輩専ら弓矢を取廻し乍

日次記爾山田長と云へ里是山田の長坂方須原方

岩渕方と三つ方を分ちて与党し其三方集会の場所玄三方会合所と云後小ハ權政を重むして神役その他小護里体を督へて年寄と云然るに慶長八年五月十七日將軍家の御朱印改書を願玉んとて一味達判せしもの廿四人改書

以上、簡単に史料紹介の感にとどめおく。

の御朱印を預載し来て他の年寄本を省記廿四人の集議会合して政務を執る故小排斥せられし年寄ホハ古家ニ沐するものハ士一揆家を遺せるニ及而三方年寄一味の家柄な里

荒木田・度会両姓の神人が、異姓の神役人に圧迫され、刀沐私を廃絶のやむなきに至り、これにかわつて宇治山田の実權を握つたのが年寄である。この上に成立する政治体制を年寄制、あるいは自治体制といいうのは、旧知の事柄である。

戦いは天文、文明を経て、天文廿三年に至つてはじめて後を絶つ。この史料は、天文六年、四度目の刀沐方の敗北を述べ、慶長八年將軍家改書を預載し、一応自治体制を確立したところまでを述べて終つてゐる。

以上の如く、内容としては非常に簡単なものであるが、最初にも述べた如く、まだ紹介されていない史料であり、莊園体制の解体と、自治体の形成過程を知る上には、好適な史料であると言えよう。